

○四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱

令和 7 年 1 月 16 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、四街道市こどもルーム条例（平成17年条例第21号。以下「条例」という。）第 7 条の規定によるこどもルームへの入所の可否を審査するための基準を定めるほか、こどもルームにおける入所等に係る事務の取扱いを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び四街道市こどもルーム条例施行規則（平成17年規則第44号。以下「施行規則」という。）の例による。

(入所対象児童の基準)

第 3 条 条例第 5 条の保護者の労働、疾病その他の理由により、適切な監護を受けられない者（以下「入所対象児童」という。）は、保護者のいずれもが、四街道市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年規則第27号。以下「認定規則」という。）第 3 条第 1 号から第10号までのいずれかの事由に該当する児童とする。この場合において、同条第 1 号中「64時間」を「48時間」と読み替え、及び同条第10号中「小学校就学前子ども」を「こどもルームに入所させようとする児童」と読み替えるものとする。

2 既にこどもルームに入所している児童の保護者が育児休業をする場合であって、当該育児休業の間に当該児童においてこどもルームを引き続き利用することが必要であると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該児童を入所対象児童とみなすことができる。

(入所許可申請の受付期限)

第 4 条 施行規則第 4 条第 1 項の規定による申請（施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定による申請が同時に行われる場合を含む。以下「入所許可申請」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限に受け付けるものとする。ただし、当該各号に定める日が四街道市の休日に関する条例（平成元年条例第25号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に該当するときは、当該申請の受付期限を当該各号に定める日の直前の休日ではない日までさかのぼるものとする。

- (1) 入所希望期間の開始日（以下「入所希望日」という。）が 4 月 1 日から同月 15 日までのいずれかの日に該当する場合 市長が別に定める日
- (2) 入所希望日が同日の属する月の 1 日から 15 日までのいずれかの日に該当する場合（前号に該当するものを除く。） 入所希望日の属する月の前々月の末日
- (3) 入所希望日が同日の属する月の 16 日から末日までのいずれかの日に該当する場合 入所希望日の属する月の前月の 15 日

2 市長は、入所対象児童においてこどもルームへの入所を必要とする緊急その他の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、入所許可申請を受け付けることができる。

（申請等の処理期間）

第5条 入所許可申請に対する処分は、当該申請に係る第4条に規定する期限の日から30日以内に行うものとする。

2 施行規則第5条の2第1項の規定又は施行規則第7条第2項第2号の規定による申請（以下「変更申請」という。）に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内に行うものとする。

3 特別の理由により前2項の申請の審査に30日を超える期間を要する場合は、その旨を申請者に通知することで、当該申請に対する処分までの期間を延長することができる。

（入所先の選定）

第6条 入所対象児童を入所させるべきこどもルームは、当該児童の保護者の希望、通所に係る当該児童の安全確保、各こどもルームの利用状況その他の事由により市長が選定する。

（入所可能児童数の範囲）

第7条 施行規則第2条第3項に規定する管理又は運営上支障のない範囲は、入所対象児童の入所を許可した場合に、入所先のこどもルームにおける1日当たりの利用人数（以下「利用児童数」という。）が施行規則第2条第1項又は同条第2項に規定する当該こどもルームの定員（以下「利用定員」という。）を恒常的に上回ることがないと市長が認める状況であるものとする。

（入所調整の実施及びその基準）

第8条 市長は、第4条に規定する期限の日を同じくする複数の入所許可申請があり、該申請に係る入所対象児童のうち二人以上を入所させた場合に、利用児童数が利用定員を恒常的に上回ると認めるときは、所定の調整により入所を許可する児童を選定するものとする。

2 前項の調整は、第4条に規定する期限の日を同じくする入所許可申請すべてを対象に、当該申請に係る入所対象児童ごとに指数を付した上、当該指数が高位となる順に当該児童の入所を許可する方法により行うものとする。

3 前項の指数は、別表第1「入所希望期間における入所対象児童の状況」の欄のうち当該指数を付すべき入所対象児童において該当する目に応じて定める基準点（当該児童が複数の目に該当するときは、より上位の目に応じて定めるものとする。）に別表第2「入所許可申請日における入所対象児童又はその世帯の状況」の欄のうち当該児童において該当する目に応じて定める加算点（当該児童が複数の目に該当するときは、該当する目に応じて定める加算点をすべて合算したものとする。）を加えた数値とする。

- 4 前項の規定により算出した指数が同値となる入所対象児童がいるときは、当該児童の生年月日が遅い順に入所を許可するものとする。

(入所期間)

第9条 入所許可申請又は変更申請に基づき許可するこどもルームの入所期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で入所の必要があると市長が認める期間とする。この場合において、当該各号に掲げる区分は、当該申請に係る入所希望期間における当該申請に係る入所対象児童の保護者の状況であるものとする。

- (1) 保護者のいずれもが第3条で読み替える認定規則第3条第1号の事由（入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを除く。）に該当する場合 保護者の就労開始日から入所希望日が属する年度の末日まで
- (2) 保護者のいずれかが認定規則第3条第1号の事由（入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものに限る。）に該当する場合 保護者の就労開始予定日又は復職予定日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
- (3) 保護者のいずれかが認定規則第3条第2号の事由に該当する場合 保護者の出産の予定日以前8週間に当たる日から出産の日後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
- (4) 保護者のいずれかが認定規則第3条第6号の事由に該当する場合 保護者の求職活動開始日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
- (5) 保護者のいずれかが認定規則第3条第7号又は同条第8号の事由に該当する場合 保護者の在学又は訓練の開始日から当該在学又は当該訓練の終了日が属する月の末日まで
- (6) 前5号に該当しない場合 市長が必要と認める期間

(保育料変更の適用日)

第10条 変更申請に基づく条例第9条第1項に規定する保育料の変更又は減免は、原則として当該変更又は当該減免を要する事由が生じた月の翌月から適用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条第3項）

入所希望期間における入所対象児童の状況	基準点
1 保護者のいずれかが保育士の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	70
2 保護者のいずれかが放課後児童支援員として市内の放課後児童健全育成事業所で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	
3 保護者のいずれもが就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	30
4 保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある。	
5 保護者のいずれかが身体障害者手帳（等級2級以上のものに限る。）、療育手帳（等級がA以上のものに限る。）又は精神障害者保健福祉手帳（等級が1級のものに限る。）を有している。	
6 保護者のいずれかが震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	
7 保護者のいずれかが学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。	
8 保護者のいずれかが職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている。	20
9 保護者のいずれかが疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいがある。	
10 保護者のいずれかが同居の親族を常時介護し、又は常時看護している。	10
11 保護者のいずれかが求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	

別表第 2（第 8 条第 3 項）

入所許可申請日における入所対象児童又はその世帯の状況	加算点
1 入所対象児童が虐待等の事由により社会的擁護が必要であると児童相談関係機関等に認められている。	100
2 ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない女子又は配偶者のない男子の世帯をいう。）である。	40
3 入所対象児童が入所希望日時点で小学校 1 年生である。	30
4 生計中心者が失業中（倒産等職場の都合によるものに限る。）の世帯である。	
5 入所対象児童が入所希望日時点で小学校 2 年生である。	20
6 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯である。	
7 入所対象児童が入所希望日時点で小学校 3 年生である。	10
8 入所対象児童が疾病、障がい等の事由により特別な配慮を要する。	
9 保護者のいずれかが単身赴任中の世帯である。	
10 入所対象児童の兄弟姉妹が現にこどもルームに入所し、又は審査中の入所許可申請に係る入所対象児童である。	
11 保護者以外に入所対象児童を監護できる者（18歳以上かつ65歳未満の年齢である者に限る。）が属する世帯である。	－10
12 入所対象児童又はその兄弟姉妹に係る保育料を正当な理由なく 6 か月以上滞納している世帯である。	－30